

令和8年度

市税などの納期限

年間の納期限(口座振替日)をお知らせします

～ 市税などは、暮らしを支える行政サービスのための大切な財源です。期限内の納付をお願いします ～

納期限 (口座振替日)	税目 市民税・県民税 森林環境税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	国民年金 保険料
4月30日(木)		1期 全期前納			※ 随時期	1期	2年前納 1年前納 上期前納
6月1日(月)			全期		※ 随時期	2期	4月分
6月30日(火)	1期 全期前納					3期	5月分
7月31日(金)		2期		1期 全期前納	1期	4期	6月分
8月31日(月)	2期			2期	2期	5期	7月分
9月30日(水)				3期	3期	6期	8月分
11月2日(月)	3期			4期	4期	7期	9月分 下期前納
11月30日(月)				5期	5期	8期	10月分
12月28日(月)		3期		6期	6期		
令和9年 1月4日(月)						9期	11月分
2月1日(月)	4期			7期	7期	10期	12月分
3月1日(月)		4期		8期	8期	11期	1月分
3月31日(水)				9期	9期	12期	2月分
4月30日(金)							3月分

※普通徴収の納期限です。

※口座振替の登録をしている人の市税などは、各納期限の日(口座振替)に口座振替します。全期前納の振替日は第1期の納期限の日です。

※口座振替日(納期限)に残高不足などで振替ができなかった場合、再振替は行いませんので、残高の確認をお願いします。

※後期高齢者医療保険料の随時期は、2月および3月に新規加入した人の支払月です。

問合せ

【市税など】 上越市役所 (☎025-526-5111 (代表))

- 市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について…税務課 (☎025-520-5649)
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について…国保年金課 (☎025-520-5714、☎025-520-5717)
- 介護保険料について…高齢者支援課 (☎025-520-5706)
- 納税・納入の相談について…収納課 (☎025-520-5654)

【国民年金保険料】 上越年金事務所 (☎025-524-4112)

その1 市税などの納付について

○二次元コード決済やクレジットカード決済で納付できます！

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書に二次元コードを記載しています。これを利用してスマートフォンなどによる二次元コード決済や専用サイトでのクレジットカード決済ができます。

利用可能なサービスなど詳細は右の専用サイト
または市ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>



○便利な口座振替をご利用ください！

口座振替は市税などをあらかじめ指定された口座から引き落とすことで、納め忘れを防げる便利な納付方法です。市内の金融機関（銀行、農協、ゆうちょ銀行など）の窓口振替を希望する口座の通帳と届出印を持参すると、簡単に手続きができます。お手元に納税通知書がある場合は一緒にお持ちください。

変わりました

◎専用webサイトからも口座振替の申し込みができるようになりました！
「上越市Web口座振替受付サービス」でインターネットを利用していつでも
口座振替の申し込みができます。

詳しくは「上越市Web口座振替受付サービス」で検索または
右の二次元コードからアクセスしてください



○納期限までに納付されなかった場合は…

- ・納期限から20日以内に「督促状」を発送します。
- ・SMS（ショートメッセージサービス）を送信することがあります。また、身分証明書を持った市職員が自宅訪問などにより納付の催告をすることがあります。
- ・納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、延滞金が加算される場合があります。その場合、本来納付すべき税額に加え「延滞金」も併せて納付していただきます。
- ・滞納したままの状態が続くと、やむを得ず預貯金、給与、生命保険、売掛金、不動産など財産の差し押さえなどの「滞納処分」を行い、未納となっている市税に充当する場合があります。

※納期限が過ぎた市税などは一括納付が原則ですので、納期限までに計画的に納めましょう。

その2 国民健康保険の加入・脱退には届け出が必要です

届け出の際には、下記のほか届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

こんなとき	必要な手続き	届け出に必要なもの
職場の健康保険を脱退したとき	加入の手続き	○健康保険資格喪失連絡票
社会保険など職場の健康保険に加入したとき	脱退の手続き	○職場から交付された「資格確認書、資格情報のお知らせ」のうちいずれか、または健康保険資格取得連絡票 ○国民健康保険の「資格確認書、資格情報のお知らせ」のうちいずれか
国民健康保険に加入している人が、転出・転入、転居するとき…住民登録の届け出のほか、国民健康保険の届け出が必要です。	住所変更の手続き	○進学のために転出する場合は、在学証明書や学生証の写し